

## 福岡県感染防止認証制度に係る広報業務仕様書

### 1 業務名

福岡県感染防止認証制度に係る広報業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和4年9月30日まで

### 3 業務の目的

本県では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と社会経済活動の両立を図る上で、県の感染防止対策の基準を満たす飲食店・宿泊施設を「福岡県感染防止認証店」として認証し、県民の方へ利用を推奨している。

県民の方には、感染防止対策を徹底している飲食店・宿泊施設を利用いただけるように、事業者の方には、本制度を知ってもらい認証店として継続した感染対策を実施するように、各媒体を活用して、効果的に広報を行うことを目的とする。

### 4 業務内容

#### ① 広告の作成

県民のうち、特に20～40代を意識した、媒体の特性に適した広告を作成すること。

#### ② 広告媒体への出稿

- ・ 広告を出稿し、広告料を支払うこと。なお、広告素材は、県が保有するウェブサイト等に掲載されている画像データ等で提供可能なもの及び受託者が保有するものを使用して作成すること。
- ・ 広告の内容に応じて適した媒体、表示方法等を提案し、県の承認を得ること。
- ・ 広告1本あたりの広告料、広告期間は事前に県と協議のうえ決定すること
- ・ 広告に県が指定する URL へのリンクを設定すること

#### ③ 広報内容

福岡県感染防止認証制度（飲食店・宿泊施設）の県民向け及び事業者向け広報  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/certified-shop.html>

#### ④ 事業効果の分析・検証

広告出稿ごとに、業務の効果・検証を行い、次回以降の実施に向けた改善点等の提案を行うこと。

## 5 成果物

### ① 広告の作成

- ・ 広告画像データ 一式（電子媒体で提供すること）
- ・ 業務完了報告書 1部

## 6 搬入先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課

（福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局）

## 7 その他

- ・ 受託業者が本業務により作成したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・ 委託料には、業務に係る経費（人件費、消耗品費、通信運搬費等）の一切を含む。
- ・ 業務を一括して第三者に再委託してはならない。
- ・ 業務上知りえた情報は第三者に漏らしてはならない。
- ・ 個人情報の保護に関する法令をはじめとした関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。
- ・ 本業務は新型コロナウイルス感染症の状況によっては、緊急の対応を要請する場合があるが、県と協議しながら業務を遂行すること。
- ・ この使用に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、県の指示によること。